

二宮町地球温暖化対策補助金（ＬＥＤ照明器具）交付要綱

（趣旨）

第１条 この要綱は、ＬＥＤ照明器具の普及を促進し、二酸化炭素の排出量を削減するとともに電気料金負担を軽減することを目的とし、ＬＥＤ照明器具の取替えを行う者に対し、その購入に要する費用の一部を二宮町（以下「町」という。）が予算の範囲内で助成することについて、二宮町補助金交付規則（平成30年二宮町規則第３号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（対象製品及び対象経費）

第２条 交付の対象となる製品は、次のいずれにも該当するＬＥＤ照明器具とする。

- （１） 屋内に固定して使用するもの（コンセント式又は電池式等の持ち運ぶことができるものを除く。）であること。
- （２） 令和７年９月１日から令和８年１月30日までに購入し、設置を完了したものであること。
- （３） ＬＥＤ照明器具等以外の蛍光灯又は白熱灯等からの取替えを目的として購入したものであり、かつ、消費電力の低減が図られること。

２ 補助金の交付の対象となる経費は、対象製品に係る購入費とし、設置工事費、配送費及び処分費は除くものとする。

（対象者）

第３条 交付の対象となる者は、申請日において次の各号のいずれかに該当する者とする。

- （１） 町に住民登録がある個人
- （２） 町に本支店又は事業所が登記又は登録されている法人及び個人事業主であって、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第２条第１項に規定する中小企業者、同条第３項に規定する小規模企業者及びその他町長がこれに準ずると認める者（以下「中小企業等」という。）

（補助の要件）

第４条 交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件をそなえていなければならない。

- （１） 町税及び国民健康保険税を滞納していない者
- （２） 対象者が自ら居住する町内の住宅又は所有する町内の事業所に対象製品を設置すること

（補助金の交付額）

第5条 補助金の交付の額は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、二宮町地球温暖化対策補助金（LED照明器具）交付申請書（第1号様式）に次の書類を添付し、町長に提出するものとする。

- (1) 対象製品の設置前後の状況を示すカラー写真
- (2) 対象製品の購入に係る領収書又はそれと同等と認められるものの写し
- (3) 新旧照明器具比較表（第2号様式）
- (4) 個人が申請等する場合にあっては、申請者が本人であること及び町内に住所を有することを証する書類等の写し
- (5) 中小企業等が申請等する場合にあっては、町内に事業所を有することを証する書類
- (6) その他町長が必要と認める書類

2 交付申請額が補助限度額に満たない場合においても、1世帯及び1法人につき、同一の住宅又は事業所に設置した対象製品につき1度の申請を限度とする。

3 第1項の規定による申請は、先着順により受け付けるものとする。

(補助金の交付決定)

第7条 前条による補助金交付申請があった場合、町長はすみやかに内容を審査し、適当と認めるときは、二宮町地球温暖化対策補助金（LED照明器具）交付（不交付）決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(補助金交付の時期)

第8条 補助金は、前条の規定による通知後、当該申請者が提出する請求書（第4号様式）に基づいて交付する。

(交付の条件)

第9条 購入したLED照明器具等については、前条の規定による補助金の交付の決定をした日から起算して1年間は、補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付け、売却及び廃棄等を行ってはならない。

2 LED照明器具等の取替え等により生じた問題については、町は、一切の責を負わないものとする。

(補助金の返還)

第10条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部の交付を取り消し、交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反して補助金の交付を受けたとき。

(調査等)

第11条 町長は、補助金に係る予算執行の適正を期するため、必要があると認めるときは、対象製品の設置状況及び稼働状況等について、施工現場等において調査をすることができる。

2 町長は、交付決定者に対し、設置した対象製品の稼働状況及び設置効果等を把握するために必要な事項について、報告を求めることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定めるものとする。

別表（第5条関係）

対象者	対象製品1基あたりの交付額 上限	1対象者あたりの交付 上限
町に住民登録がある個人	2,500円 (交付額は、交付額上限額又は対象製品の金額(税抜)のいずれか低い金額)	25,000円(10基分)
中小企業等	5,000円 (交付額は、交付額上限額又は対象製品の金額(税抜)のいずれか低い金額)	150,000円(30基分)

附 則

この要綱は、令和7年9月1日から施行する。

年 月 日

二宮町長 殿

二宮町地球温暖化対策補助金（LED照明器具）交付申請書

二宮町地球温暖化対策補助金（LED照明器具）交付要綱により、補助金の交付を受けたいので、次のとおり交付申請を行います。

また、補助金の交付決定に必要な範囲で、住民基本台帳の記録情報、町税及び国民健康保険税の納税状況を照会し確認することに同意します。

申請者 (中小企業の場合、役職名・代表者名・事業所所在地を記入)	ふりがな	
	氏名 (代表者名)	生年月日：和暦 年 月 日
	住所	〒 - 個人の住所： 二宮町 (事業所所在地： 二宮町)
	電話番号	※日中に連絡がとれる番号
	メールアドレス	※アドレスがある方のみ
設置場所	☐ 申請者住所と同じ ☐ 申請者住所と異なる（下に設置場所を記入） 【設置場所住所（建物名まで記入）】 〒 (-) <u>二宮町</u>	
設置機器	LED照明器具	
買換え台数	基	
交付申請額	金 円	

第2号様式（第6条関係）

新旧照明器具比較表

申請者名:

●照明器具の交換により、消費電力が下がることが条件です。

例) ×: 交換前74W/基→交換後76W/基、交換前74W/基→交換後74W/基

○: 交換前74W/基→交換後60W/基

No.(注1)	導入前: 蛍光灯器具の内訳		導入後: LED照明器具の内訳		点灯時間(注4) (時間/日) ※ 該当する時間に「○」を記載	設置場所
	型式番号(注2) ※ 型番不明の場合、「直管型・丸型・ コンパクト型」等と記載すること	消費電力(注3) (W/基)	型式番号(注2)	消費電力 (W/基)		
	()		()		・6時間未満 ・12～18時間未満 ・6～12時間未満 ・18～24時間未満	
	()		()		・6時間未満 ・12～18時間未満 ・6～12時間未満 ・18～24時間未満	
	()		()		・6時間未満 ・12～18時間未満 ・6～12時間未満 ・18～24時間未満	
	()		()		・6時間未満 ・12～18時間未満 ・6～12時間未満 ・18～24時間未満	
	()		()		・6時間未満 ・12～18時間未満 ・6～12時間未満 ・18～24時間未満	

(注1) 取付け前・後の画像データはこの表NO.順になるよう分かりやすく整理して下さい。

(注2) 照明器具本体の型番を記入し、カッコにはメーカー名を記入してください。

(注3) 既存照明(蛍光灯)は、照明器具全体の消費電力を記入してください。(安定器の消費電力を含めて計算。)ただし、記載がなければランプの合計W数を記入してください。

(注4) 夜間自動点灯の照明器具の場合、特に設定がない場合の点灯時間は「6～12時間未満」を選択してください。

第 3 号様式（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

二宮町長

二宮町地球温暖化対策補助金（L E D照明器具）
交付（不交付）決定通知書

二宮町地球温暖化対策補助金（L E D照明器具）交付申請について、次のとおり決定したので通知します。

交付の可否	☐ 交付する ☐ 交付しない (交付しない場合の理由)
交付金額	円
条件	この補助金について、二宮町地球温暖化対策補助金（L E D照明器具）交付要綱を厳守すること。

年 月 日

請求書

二宮町長 殿

請求者 住所

氏名（事業者名・代表者名）

電話番号

事業者の場合は事務担当者氏名

交付決定のありました二宮町地球温暖化対策補助金（LED照明器具）について請求します。

請求金額	円
添付資料	二宮町地球温暖化対策補助金（LED照明器具）交付決定通知書の写し

振込先指定口座情報（金融機関がゆうちょ銀行かそれ以外で欄が異なります。）

口座名義名：

口座名義名（カタカナ）：

■金融機関（ゆうちょ銀行以外の場合）

銀行名： 支店名：

預金種別： 普通・当座 口座番号：

■ゆうちょ銀行

通帳記号： 通帳番号：